里親制度とは

親と暮らせないこどもを自分の家庭に迎え入れて育てる制度です。
日本には、様々な理由により親と暮らすことができないこどもたちが約４万２千人います。
里親は、こどもに温かい家庭環境を提供し、成長をサポートします。
生活費、教育費、医療費などの養育にかかる費用が支給されるほか、養育里親・専門里親には里親手当が毎月支給されます。

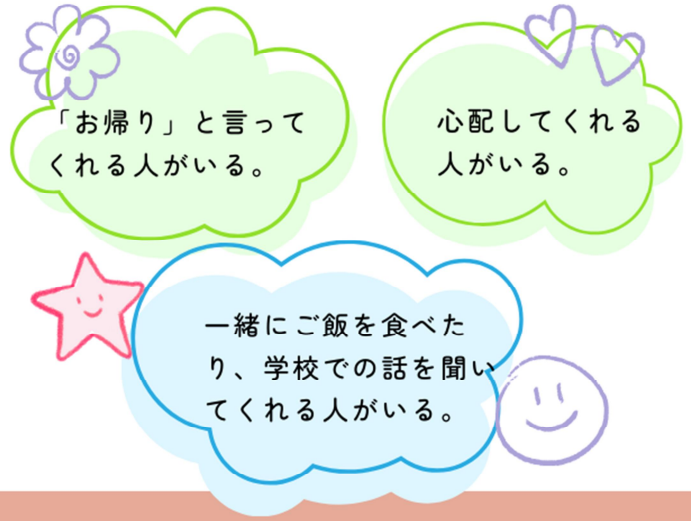

所在地



〒370-0006
高崎市問屋町四丁目4番地1

- 高崎問屋町駅徒歩2分
- 駐車場　有
- 駐輪スペース　有

027-345-5193

kodomo-satooya
@city.takasaki.gunma.jp

HP

里親になりませんか

あなたの愛で未来が変わる



こどもたちは
愛されて育つ権利があります

高崎市児童相談所

里親の種類は

養育里親

保護者がこどもを引き取れるようになるまで養育する里親です。赤ちゃんから中高生まで、こどもの年齢は様々です。
※短期間のみ預かることもできます。

専門里親

障害をもっているなど専門的ケアを必要とするこどもを一定期間預かり育てる里親です。一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります。

養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親です。
特別養子縁組が成立するまでの間、里親としてこどもを育てます。

※親族里親もあります

資格が必要ですか？

一定の要件（家庭の状況、収入の状況、住居の環境など）を満たしていれば、特別な資格は必要ありません。里親になるにあたって、養育に必要な心構えや知識を研修で学ぶことができます。大切なのは、「こどものための制度」であることを理解していただいていることです。

子育てに不安があります。

里親としてこどもを育てる期間、児童相談所や関係機関が定期的に里親さん宅を訪問し、こどもの養育の相談に乗るなど支援をします。

夫婦ともに働いています。

夫婦ともに働いている里親もいます。保育所等を利用しながら育てることができます。

手続きは？

児童相談所に相談
随時受付しておりますのでお問い合わせください。

↓

申請書類の提出
里親制度をご理解いただいたうえで、申請書等を提出していただきます。

↓

家庭訪問等の調査
児童相談所職員がご自宅を訪問して、家庭状況等を確認させていただきます。

↓

研修の受講
里親として必要な知識や技術を身につけるため研修を受けていただきます。

↓

認定・登録
高崎市社会福祉審議会の審査を経て、市長の認定により登録されます。